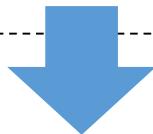


草津あんしんいきいきプラン第10期計画に向けた調査の実施

◆介護保険法第117条第5項

市町村は、第2項第一号の規定により当該市町村が定める区域ごとにおける被保険者の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村介護保険事業計画を作成するよう努めるものとする。



<実施する調査>

【市民向け調査】

○在宅介護実態調査

在宅生活を送る要介護認定者の「在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスの在り方を検討するための調査

○介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

日常生活圏域ごとに、地域の高齢者的心身の状況等を正確に把握し、高齢者が抱える課題の特定(地域診断)に資することを目的とした調査。

【事業所向け調査】

○在宅生活改善調査

在宅の方で、生活の維持が難しくなっている利用者の実態を把握し、地域に不足する介護サービス等を抽出するための調査

○居所変更実態調査

高齢者が住み慣れた施設や住まい等で最後まで生活を継続する上で、必要な機能等を検討するための基礎データを得る調査

○介護人材実態調査

介護保険サービス事業所の雇用状況等を調査することにより、介護人材に係る地域の実情の把握、今後の介護人材の確保に向けた施策の検討への活用のための基礎資料とするための調査

在宅介護実態調査について

【趣旨】

保険者（市）が、在宅生活を送る要介護認定者の「在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスの在り方を検討するための調査

【調査対象】

在宅で生活をしている要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方 600名

（厚生労働省から、人口が10万人以上を上回る自治体では600件以上のサンプルを確保することを目指すよう示されている）

【調査方法】

認定調査員が訪問して認定調査時に聞き取りで実施する

【実施時期】

令和7年10月1日から令和8年3月下旬頃まで（予定）

600名が集まり次第、集計・分析を行う流れとなる

【調査項目】

① A票 本人向け 14問 ② A票 本人向け草津市独自項目 4問 ③ B票 主な介護者向け 5問

（①と③については、厚生労働省が示している質問項目となる）

内容は主に…

① 介護サービス利用について

介護保険や介護保険サービス以外のサービスの利用について、在宅介護生活の継続に必要な支援など

② 草津市独自項目について

外出する際の移動手段、外出機会を増やすための支援など

③ 主な介護者の就労について

主な介護者の勤務形態、仕事と介護の両立に必要と感じる支援など